

## 2章 まちづくりプラン

緑区では、まちづくりの方針を明らかにするにあたり、まちの成り立ちや構造などをふまえて、次の2つの視点でまちづくりを捉えることとしました。

### ①緑と水のまちづくり

豊かな自然が残る環境は、緑区の大きな特徴であり、魅力でもあります。

### ②生活環境のまちづくり

生活に身近な環境における安全で快適な暮らしの実現を目指します。

## 2-1 「緑と水の回廊」づくりプラン（緑と水のまちづくり方針）

<まちづくりの視点>

緑豊かな自然環境を区民が連携して支え、次世代に継承していく

緑区は市内で最も緑被率が高く、大都市横浜にありながら自然豊かなところが魅力である区です。

こうした豊かな緑や水の資源を貴重な財産として次世代に継承していくとともに、それらを活用して、区民の憩いの場、自然体験の場をつくるため「緑と水の回廊構想」に基づいた事業を展開してきました。

「緑区まちづくり計画」平成14年版では、「緑と水の回廊構想」を引き継ぎながらも、そこに提示したまちの構造に基づいて、「水辺（川のまち）」、「市街地（丘のふもとのまち）」、「森と谷戸（丘のまち）」の3つのエリアとそれらのつながりからなる新たな「緑と水の回廊」づくりプランとして示しました。今回の改定版においても、これまでの事業の進展や課題、今後の新たな展開の可能性などをふまえ、同じ構成でプランを示します。



## 2-1-1 (1) 水辺の緑のまちづくり方針

### <目標像>

- ◇ 川とその周辺の農地を一体的に保全し、田園的な風景が保たれているまち
- ◇ 治水機能を強化し、散策をしながら豊かな生態系を感じることができ、農業とのふれあいを楽しめる水辺空間があるまち
- ◇ 次世代につなぐ活力ある農業のあるまち



### <現状と課題>

- ・鶴見川（支流の恩田川も含む）とその周辺に広がる農地は、一体となって開放感のある景観を形づいています。
- ・川沿いは、多くの区民が散歩やジョギングを楽しむ場となっており、一部ではプロムナードとしての整備も行われています。
- ・護岸改修など、治水対策のための整備が進められてきましたが、コンクリートで固められた護岸や堤防では、豊かな生物多様性を育むことはできません。
- ・区民の自然環境への関心の高まりとともに、親水施設の整備や自然に配慮した護岸整備を求める声が大きくなっています。
- ・川沿いに広がる農地では、農用地区域や農業専用地区に指定されているところもあり、都市農業が営まれています。
- ・農業を支える担い手の高齢化や後継者不足などにより、不耕作の農地や遊休化しつつある農地もあり、農業を取り巻く経済状況などもふまえた対策が課題となっています。
- ・高速横浜環状北西線の整備に伴い、地域の営農環境が変化するため、地域の特性を生かした、さらなる農業振興策が求められています。

### <まちづくり方針>

#### (1) 川の水質改善

動植物の生息環境を回復させるとともに、区民が水にふれ、楽しめるように川の水質を改善します。そのために流域全体で生活排水、事業所排水の混入防止を強化するなど下水の適切な処理を進めます。また、水域に生息する多様な微生物・動植物による川の自然浄化能力を高めていきます。

#### (2) 自然豊かな河川への整備

河川敷や堤防などの川辺の生き物の生息環境を改善し、生物多様性に配慮した川の自然環境の回復に努めます。そのために、区民が水辺に親しむ空間と自然環境を保全する空間を分離するとともに、自然に配慮した護岸の整備を検討します。なお、自然環境を回復させる際には、ヨシやオギなどの在来種による植生の回復を目指します。

#### (3) 河川の親水化

自然にふれ、散策を楽しみ、レクリエーションやイベントも開ける空間に整備します。そのため、誰もが安全に川に近づけるように階段やスロープを設置したり、プロムナードやベンチ、植栽・花壇など、親水施設の整備を検討する一方で、不法耕作の排除に努めます。なお、水辺の拠点整備に

あたっては、親水や環境学習、防災などの機能を持つものとしします。また、高水敷を誰もが利用できる広場等に整備することを検討します。

#### **(4) 農地の保全・活用**

川沿いに広がる良好な農地の保全を図ります。特に、遊水機能があり、田園風景を形づくるとともにヒートアイランド現象の緩和にも寄与する水田については、区民の関わり方も検討しながら、水田として継続できるように保全を進めます。また、区民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める「恵みの里」を展開するとともに、市民農園などで区民が収穫体験や農作業を楽しみながら農地を保全する取組を進めます。

農地を保全するという観点からも地産地消を推進します。

#### **(5) 治水と防災**

河川改修、新たな遊水施設の整備を検討するとともに、開発等に伴う雨水流出量の増大を抑制するため、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく規制や、雨水貯留浸透施設の整備を推進します。また、遊水機能を維持するために川沿いに広がる農地の保全を図ります。さらに、住民の迅速な避難を誘導するための防災情報ネットワークの構築などにより、災害への対策を進めます。地震等の災害時に避難空間、応急仮設住宅建設用地等として活用することのできる農地の協力を求めます。

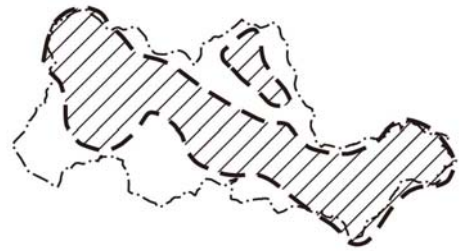
#### **(6) 高速横浜環状北西線の整備を契機とした農業振興等**

高速横浜環状北西線の整備による営農環境の変化に対し、将来の地域の農業の発展につながる農業振興策を検討、実施します。また、農道等の周辺道路や地域振興策に資する施設の整備を行います。

## 2-1-1 (2) 市街地の緑のまちづくり方針

### <目標像>

- ◇ 身近な緑を保全し、潤いのある緑豊かな住宅環境を維持しているまち
- ◇ 駅周辺や主要道路に緑が連なっている魅力あるまち



### <現状と課題>

- ・丘のふもとには斜面緑地が連なり、緑の多い住宅地が広がっています。
- ・畑地などの小規模な農地や樹林地が点在しています。
- ・市街化区域であるため、開発や住宅の建て替えなどにもなって身近な緑が失われつつあります。
- ・団地や住宅地の良好な緑は、そこに住む人たちが日常的に維持・管理することによって支えられていますが、高齢化などによって維持・管理が難しくなっているところがあります。
- ・丘陵地にあるまとまった公園緑地に比べ、市街地では公園が少なく、街路樹も乏しい状況にあり、特に街の顔となっている駅周辺には緑の潤いがありません。
- ・市街地では、緑の保全に加えて緑を積極的に増やしていく必要があるとともに、開発や建て替えの際には緑化などによる緑の環境をつくる取組が求められます。

### <まちづくり方針>

#### (1) 小規模な樹林地や斜面緑地などの保全

比較的小規模な樹林地や斜面緑地など、将来に渡り保全していく事が望ましく、景観に優れた地区を土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全します。

#### (2) 固有の風景を形づくる緑の保全

斜面緑地を背景とした寺社や古道沿いにある屋敷林を、歴史的資源と自然が一体となった地域固有の風景として大事にしていきます。

#### (3) 風致地区の指定の維持

新治・三保などの良好な樹林地のある地域や、霧が丘や八朔地区などの緑豊かな住宅地が形成された地域については、その環境を大切にして、風致地区の指定を維持します。

#### (4) 小規模な農地の保全・活用

市街地の農地は貴重なオープンスペースであり、防災上の空間としても重要です。これらは、生産緑地地区の指定により保全を図るとともに、栽培収穫体験ファームなど、市民が農とふれあう場として活用します。

#### (5) 開発や建て替えの際の緑化

開発や建て替え、土地利用の転換に際しては、ゆとりある良好な住環境を維持するために様々な手法によりできる限り緑化を図り、緑地の確保と緑の景観の維持に努めます。新たな緑化に際しては、地域固有の植生に配慮します。

#### (6) 緑豊かな道づくり

主要な道路や駅前広場などにおいて、街路樹のある道づくりを進めます。また、河川や水路沿いの通路でも緑化などの検討を進めます。並木道などには愛称をつけるなどして区民に親しまれるも

のにします。

### **(7) 身近な公園整備**

区民のニーズや地域の特性に配慮しながら地区公園・近隣公園・街区公園などを整備し、草花や木々にふれあえる身近な空間を充実します。特に、これら身近な公園が不足している地区では優先的に整備を進めます。また、生産緑地地区等を活用した農園付公園などの整備も検討します。

### **(8) 身近な緑の育成**

各家庭や事業所で花を植えたり、塀を生け垣にするなどして、緑の風景が広がる潤いのあるまちづくりを推進します。また、地域における緑に関するルールづくりを推進します。行政は、緑育成のための活動団体の認定や、様々な支援事業の紹介などにより小さな緑を広げていくように努めます。

### **(9) 住宅地内の空き地の活用**

住宅地内の空き地などを一定期間活用して、地域や学校等が農体験できる環境を検討します。

## 2-1- (3) 森と谷戸のまちづくり方針

### <目標像>

- ◇ 森と谷戸が保全され、様々な動植物が共存するまち
- ◇ 区民が自然に親しむとともに、山林等の所有者の理解のもと、自らも保全に参加するまち



### <現状と課題>

- ・丘陵地には森や谷戸などの豊かな自然が広がっています。特に三保・新治に広がる緑地は、市内でも有数の緑地帯であり、市内でも熱帯夜の少ない地域になっています。
- ・緑地の一部は特別緑地保全地区や市民の森として指定されたり、公園として整備されていますが、開発などにより減少したり、十分に維持・管理されないために荒廃し、放置されているところもあり、またそのようなところでは不法投棄なども発生しています。
- ・谷戸の消失や荒廃にともなって、小川が枯れたり、荒れたりしています。
- ・これまで森や谷戸などの自然環境は、農業（農家）がその営みの中で支えてきましたが、里山が持つ経済価値の希薄化・農業従事者の減少などにより、管理が困難になっています。また、農地についても従事者の高齢化や後継者不足などにより、維持が困難になっています。
- ・自然環境への関心を持つ区民が増え、市民の森や公園などを中心としてボランティアによる樹林地の管理活動が盛んになってきています。
- ・梅田川では、子どもたちや地域がプランづくりに参加して、親水施設の整備や自然に配慮した河川改修が行われ、以来、川の保全活動やイベントが行われています。

### <まちづくり方針>

#### (1) 三保・新治の緑の保全・活用

三保・新治に広がる緑を、緑の10大拠点のひとつとして保全するとともに、生き物とのふれあいや自然観察、農体験などが楽しめる場として活用します。新治では、緑の育成に関わる人材育成や活動拠点の活用を進めるとともに、区民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める「恵みの里」を展開します。

#### (2) 緑地の保全と自然を生かした公園の整備

長津田地区など比較的まとまりのある森や谷戸、さらには八朔地区など区内に点在する谷戸についても、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全します。また、横浜動物の森公園や新治里山公園などの公園整備に際しては、本来の里山の自然を尊重し、生物多様性に配慮した環境整備や環境回復に努めます。

#### (3) 大規模施設における緑の保全

市街化調整区域に存在する大学等の大規模施設では、その緑の環境を適切に維持・管理するとともに、その環境を区民が享受できるようにそれぞれが工夫していきます。

また、新たな大規模施設の設置にあたっては、元の地形や植生を生かしながら、緑にあふれる環境を維持・創造します。

**(4) 水源の保全**

区内には各所に湧き水と源流があり、そこではホタルなども生息しています。その水源域となる樹林地での開発は、水の涵養能力を低下させ、水源を枯渇させるおそれがあります。また、産業廃棄物や残土の受け入れ、不法投棄は水源を汚染する恐れがあります。このようなことから、水源域を把握し、その保全を図るとともに、動植物が生息できる水辺環境の回復に努めます。

**(5) 農地の保全**

長津田地区や鴨居原地区など、農業専用地区や農用地区域に指定した農地を中心に、農業振興を進めます。また、地産地消を推進します。

**(6) 自然や農業に親しむ場づくり**

区民が自然に親しみ、農業を体験する機会を充実していきます。そのため、農家や樹林地の所有者と連携を図りながら、区民が農業体験や樹林地の維持・管理活動が行える場を増やしていきます。特に、子どもたちが環境学習や農業体験ができる場を設けることにより、緑の育成を担っていく次世代の人材を育成します。



## 2-1- (4) 緑と水のネットワーク方針

### <目標像>

- ◇ 良好な環境の緑と水が連なり、生物多様性が保全されるとともに、その豊かな自然を楽しめるまち
- ◇ 区民による保全活動が盛んで、連携して緑と水を守りつつ活用しているまち

### <現状と課題>

- ・ 緑区では、谷戸や森、川沿いのまとまった緑地や農地が残るところを緑と水の拠点として位置づけ、それらを街の中の緑を介して結びつけながら、自然環境豊かなまちを育てていくとともに、その緑を区民が支え、次世代に継承していく「緑と水の回廊」構想を掲げています。
- ・ 誰もが自然環境とふれあえるように、緑と水の拠点を結ぶ回廊ルートを設定しています。
- ・ いくつかの拠点では、環境保全を支える市民活動が生まれ、活発な活動が行われています。
- ・ 自然を支える市民活動に、より多くの人に参加するための仕組みづくりが求められています。
- ・ 生息している小動物にとっても緑や水がつながり、ネットワークしている環境が重要です。

### <まちづくり方針>

#### (1) エコロジカルネットワークの形成

緑と水が空間的にネットワークした潤いのある環境は、人間にとっても住みやすく、また私たちが共存している小動物にとっても必要な環境で、生物多様性の実現にもつながります。そのため、まとまった緑が残る森や谷戸、農地、大きな河川を小河川や水路、街路樹、公園、宅地内の庭木などにより、さらにつなげていくことが重要となります。こうしたことから、緑の保全、管理、育成によりエコロジカルネットワークの形成に努めます。

#### (2) 水循環の回復

市街化する以前は、降雨の大半が地下浸透と蒸発散する水循環が形成されていましたが、都市化の進展により地下への浸透量が減少しています。このため、河川の平常時と降雨時の水量の格差の拡大や地下水位の低下、湧水の枯渇などを招き、水辺環境にも影響を及ぼしています。そこで、樹林地・農地の保全、市街地における雨水浸透施設の整備、雨水利用などを進め、水循環の回復を図ります。

#### (3) 緑と水の回廊ルートの設定

緑と水の回廊として歩きやすいルートを設定し、所々に木陰やベンチなど一休みできる場所を設けます。沿道では花の咲く樹木を育てるなど区民も協力して、楽しめる道づくりを進めます。また、緑と水の回廊ルートをわかりやすく紹介するマップ・案内サイン等をつくるとともに、森や川を案内する市民ボランティアガイドの養成にも取り組みます。

#### (4) 風の道の確保

樹林地や河川・水田を維持し、そこで冷却された空気の通り道を確保します。また、市街地でも緑化を進める、屋上・壁面緑化を行う、グリーンカーテンを育てる、打ち水を行うなどの方法によりヒートアイランド現象を緩和する対策を推進します。

#### (5) 市民活動の活性化と連携

樹林地の管理方法や農作業を習ったり、また、より多くの区民が自然体験や農体験を通して環境

学習ができる機会なども設け、自然環境への関心を高めていきます。このため、農家の協力を得たり、自然観察や樹林地の管理などの指導者を育成するなど、緑を支える人材を増やしていきます。そして、自然に親しみ、保全する活動を行う公園愛護会や水辺愛護会、ハマロードサポーターなどの市民団体を支援するとともに、森や街の中の緑、川沿いなどそれぞれの自然を拠点として活動する区民相互の交流を深め、一体となって区全体の緑と水の環境を守り育てる市民活動のネットワークづくりを推進します。

#### **(6) 民有緑地・農地の維持・管理**

維持・管理の困難になった民有緑地について、市民活動団体が土地所有者の承諾のもと維持・管理する方法や、手助けしたい区民と手助けが必要な農家を結びつけて農地を保全していく取組を推進します。

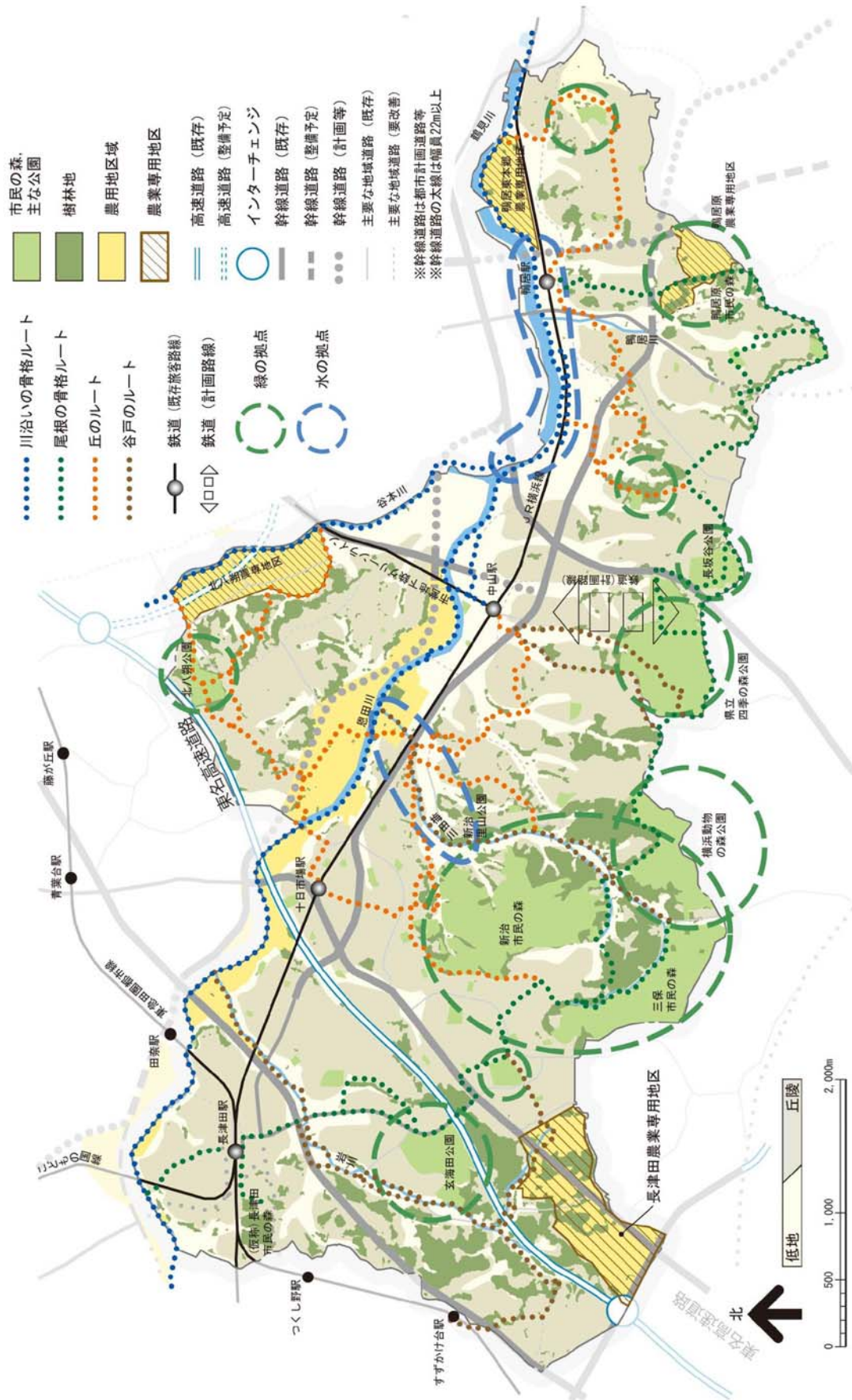
#### **(7) 緑と水に関する情報の整備**

区内の自然環境の現状や動向、あるいは区民ができる緑づくりの手法についての情報を共有できる仕組みづくりを進めます。その方法として自然環境の保全についてのマニュアルづくりや相談窓口の設置を検討します。

#### **(8) 緑の保全に関する検討**

例えば、区内全域を対象に、積極的に緑を保全する地区、緑の景観を生かしながら一定の都市的利用を認める地区、一定量の緑を回復する地区などの位置づけを行ったり、民間団体や市民団体によるものを促進するなど、より積極的な緑の保全を行っていくための方策を検討していきます。

◆緑と水の回廊計画図◆



## 2-2 「暮らしの環境」づくりプラン（生活環境のまちづくり方針）

### <まちづくりの視点>

活発な市民活動と支えあいにより良好な地域コミュニティが生まれ、  
安全で快適な暮らしがある

緑区の住宅地は、昭和30年代から団地開発などにより急速に広がりを見せ、今なお住宅開発が進んでいます。それにともない人口も増加の一途をたどり、現在約17万8千人の人々が緑区で生活しています。

しかしながら、その暮らしを支える生活環境にはいくつかの問題があります。

1つめは、既にまちとして成熟している既成市街地の問題です。このような市街地では、木造住宅が密集し、道路が狭あいオープンスペースが少ないため災害時に危険な住宅地や、建物の建て方や土地の利用方法がばらばらでまち並みがそろっていないところ、住宅と工場が混在しつつあるところなどがあります。また、老朽化した団地の建て替えやバリアフリー化も問題となっています。

2つめは、交通環境の問題です。従前からの幅員の狭い道路が主要な生活道路となっているために、一部の道路に交通が集中し、渋滞が頻発していたり、十分な歩行者空間が確保されていないために、安心して歩けない状況にあたりしています。また、公共交通のサービス充実や交通施設のバリアフリー化も求められています。

3つめは、様々な市民活動を行う環境の問題です。福祉活動や文化活動、環境活動をはじめとして多岐にわたる市民活動の拠点となる施設は、計画されていたものについては整備がおおむね終了しましたが、多様化するニーズ・活動に対応したより細かな支援体制が求められています。

このような問題を解決しながら、安全で快適な住環境を実現し、次世代へと住み継いでいく魅力あふれるまちにしていきます。

生活環境の充実のためには、そこで暮らす区民一人ひとりのまちづくりに対する意識の向上は欠かせません。自然豊かな緑区の環境にふさわしい区民の暮らしを実現し、地域住民のつながりを深めていきます。

## 2-2-1 (1) 市街地整備の方針

### <目標像>

- ◇ 市街地の性格にあわせて、それぞれにふさわしい市街地が形成されているまち
- ◇ 一人ひとりが良好な住環境や美しいまち並みの維持・創造に向けて努力し、それがルール等として合意されているまち
- ◇ 災害に強く安全で、かつ低炭素型のまち

### <現状と課題>

- ・ 開発当初はまち並みがそろっていた地区でも、建て替えなどにより少しずつ姿を変えつつあります。
- ・ 既に開発された住宅地の隙間を縫って開発が行われ、市街地の貴重な空間や緑地が失われています。
- ・ 工業地において、工場が撤退した跡地にマンションが建つなどにより、住工混在が進みつつあります。
- ・ 団地は建物の老朽化と入居者の高齢化があわせて進行するため、エレベーターのない中層住宅では高齢者が住みづらくなっています。
- ・ 団地内の商店街の活力が失われつつあることから、身近な買い物がしづらくなっています。
- ・ 狭あいな道路に沿って木造住宅が密集しているところやオープンスペースが不足している駅周辺などでは、災害の拡大が心配されます。
- ・ 治水対策が進みつつありますが、水害、崖崩れなどへのより一層の対策が求められています。
- ・ 東日本大震災以降、エネルギー効率の良い都市施設・建物・設備への転換が求められています。

### <まちづくり方針>

#### (1) 市街地ごとの性格にあわせた整備

31ページに示した市街地類型にしたがって、防災性にも配慮しながら、それぞれに適切な市街地誘導を図ります。

#### (2) まち並みづくりのルール化

住宅地における住環境の保全・改善、商店街における歩行者空間の確保と景観の向上、工業地域における操業環境の保全など、良好な都市環境の形成を図るため、建物の建て方やデザイン、敷地の利用方法、空間の確保、緑の保全・創造などについて、住民自らが話し合いながらまちづくりを進めることを推進します。このため、まちづくりコーディネーターの派遣、建築協定や地区計画、緑地協定、景観協定などの制度の活用を進めます。また、公共施設や企業などが地域の環境に調和するよう、その整備のあり方についても検討します。

#### (3) 課題解決のための検討

昭和30年代～50年代に開発された住宅地では、木造住宅にあっては建て替えの時期を迎えており、また、集合住宅においてはエレベーターがないなどバリアフリー化の課題を抱えています。また、そうした団地では高齢化が進み、コミュニティ自体の活力が失われることが懸念されます。このため、多様な世代が住む住宅地へ転換するための建て替えやリノベーション、住み替え促進などの方策を検討します。

また、団地内の商店街が往時に比べ活力が失われており、診療所や銀行などの生活利便施設がない地区もあり、車を運転しない人にとっては非常に生活しにくい環境になりつつあります。そうし

た不便を解消するための方策、例えば商店街の活性化や地域交通サービスの維持、車の乗合システム、買い物代行、用途地域の変更などを、その地域の実情に合わせて検討します。コミュニティの活力を維持・回復するため、地域とともに検討します。

放置された空き家・空き地が地域の課題になっている場合は、課題解決のための検討をします。

#### (4) 環境未来都市 持続可能な住宅地モデルプロジェクトの推進

十日市場ヒルタウンセンター地区において土地の高度利用を図り、周辺の大規模な住宅団地等を含めて超高齢化や環境に配慮した住宅地の整備を推進します。多世代が住める住宅や再生可能エネルギー等を導入した環境配慮型の住宅、また、地域住民が集う場の整備などを検討します。さらに周辺の医療・福祉等との連携も視野に入れ、持続可能な住宅地の構築を目指します。

他の大規模団地においても、団地再生のための取組を支援します。

#### (5) 環境に優しい低炭素型のまちづくり

地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を減らすため、エネルギー効率のよいコンパクトなまちの形成と効率的なエネルギーの利用を推進します。新築や建て替えにあたっては省エネ住宅・ゼロエネルギー住宅の導入を促進します。また、既存の住宅においても省エネルギー化を促進するとともに、太陽光パネルなど再生可能エネルギーの導入を促進します。

一定規模の開発においては、コージェネレーションシステムの導入、未利用エネルギーの利用等により効率のよいエネルギー供給を行うとともに、エネルギーの自立化を目指します。また、その時々技術革新に応じて、新たな技術の導入も図ります。敷地内に緑の環境を創造するとともに、屋上・壁面緑化やグリーンカーテンなどにより、住宅周辺の気温の上昇を緩和します。

#### (6) 災害に強い市街地の整備

地震や火災による災害が発生しにくく、発生した際にも被害の拡大を最小限に止め、孤立する地区を生むことなく早期に都市機能が復旧する市街地をつくります。このため、橋梁や鉄道、ライフラインの耐震化、防災上有効な幹線道路網の整備、幹線道路沿道の建物の不燃化・耐震化を進めるとともに、防火水槽の計画的配備など消防水利を適切に確保します。

河川改修や雨水幹線、貯留施設等の整備による浸水対策を進めます。また、併せて、農地や緑地の保全、浸透ます等による流出抑制対策を進めることで、雨に強いまちを目指します。さらに、急傾斜地などの危険な崖に対する対策も進めます。

#### (7) 区民が行う災害への備え

住宅の耐震診断を促進し耐震改修や建て替えを行うとともに、ブロック塀から生け垣への転換、家具の転倒防止や防災活動への積極的な参加など、区民一人ひとりの防災力を高めます。また、幅員の狭い道路のみで構成された地区では、狭あい道路整備促進路線を重点に沿道住宅のセットバックにより道路を拡幅するなど、消防活動や救助活動の障害除去に努めます。

さらに、災害予防及び応急対策のために、町の防災組織や地域防災拠点運営委員会など、地域における防災体制や機能を強化するとともに、初期消火箱等の設置により地域の防災力を高めます。地域の助け合いを大切に、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めます。

#### (8) 防犯に配慮したまちづくり

犯罪の発生しにくい環境とするために、建物や公園については、死角を作らない工夫を行い、防犯灯の設置を進めます。一方、消防署車両や土木事務所車両などによる地域パトロール、地域にお

ける防犯パトロールなどを推進します。住宅ではダブルロックにする、各種防犯器具を設置するなど、侵入しにくい工夫を行うとともに、近所どうしが顔見知りになることで、犯罪が行われにくいまちづくりを進めます。

**(9) 地域と事業者との協議**

住宅や事業所を建てる者、開発を行う者は、その建物や開発が地域に与える影響を鑑み、地域の実情に合った事業とするため、地域との協議に応じる必要があります。

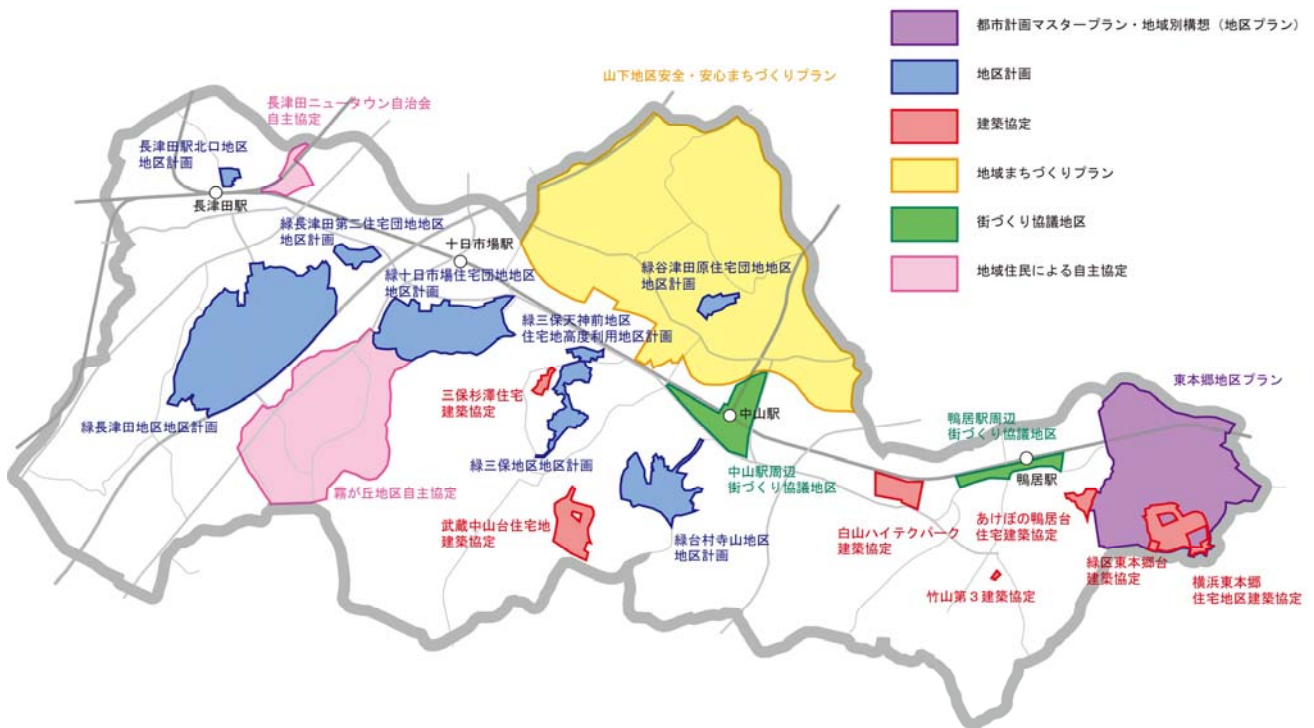
条例等で事業者が地域住民の意見を聞くことを義務付けている場合もありますが、例えば防犯灯の設置や自治会への加入など、任意の協議であっても地域にとっては重要であることがあります。事業者は、任意の協議であっても地域からの申し出に応じ、意見を聞くことが強く望まれます。

また、地域は自らの地域をより良くするために、地域内の建築行為・開発行為に関心を持ち、事業者に対し積極的に意見を述べることを望まれます。より効果の高い協議を行いたい場合には、地区計画や建築協定などを住民合意により定めることを検討します。

**(10) 都市の活力の維持・向上**

都市に活力を与える商業・業務、工場等の集積を維持・発展させるため、地域地区の制度を活用するのみならず、様々な支援策を活用します。

◆ルール・プラン等の策定状況◆

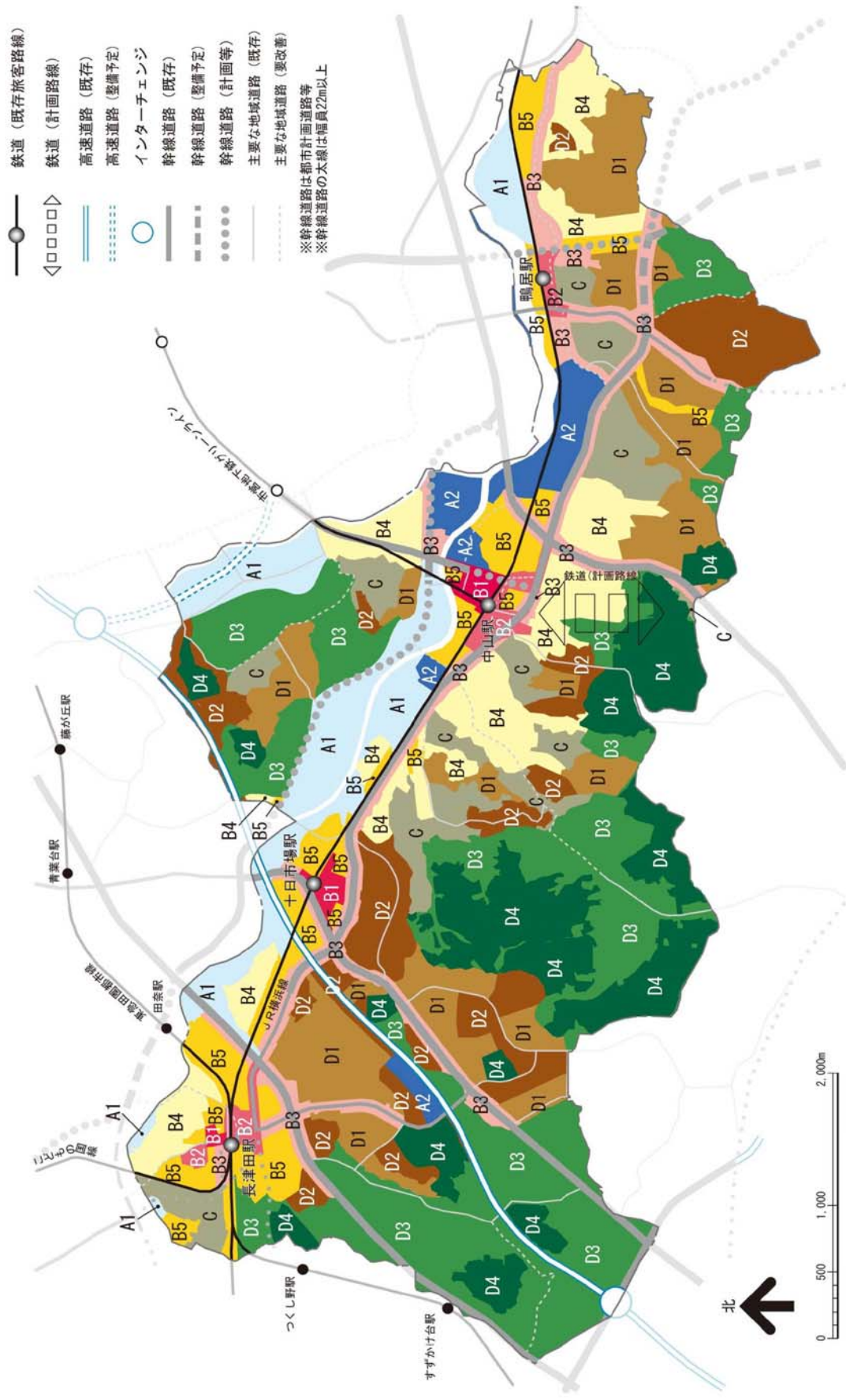


## ◆市街地整備方針◆

区分	市街地類型	現況	まちづくり方針	
川のまち	A 1	低地の農地	川沿いで農地が広がる地区	農地の保全と営農環境の充実を図る。
	A 2	工業・業務集積地 (一部丘のまち)	工場等の集積地	操業環境の維持・向上に努めながら、工場・業務施設等の立地を図る。土地利用転換される場合には、工場等と共存するよう誘導する。
丘のふもとのまち	B 1	整備された複合市街地	駅周辺等で基盤整備が行われた地区	商業、業務、文化、交流、行政、都市型住宅などの機能の集積を図る。低未利用地においては高度利用を図り、まち並み、環境づくりを進める。
	B 2	未整備の複合市街地	駅周辺等で基盤未整備の地区	再開発、建物のセットバックや共同化などを検討し、市街地環境の改善を行いながら、商業、業務、文化、交流、行政、都市型住宅地などの集積を図る。
	B 3	沿道市街地	幹線道路沿い	中高層住宅や沿道サービス・商業施設などにより、幹線道路にふさわしいまち並み形成を図る。
	B 4	ふもとの低層住宅地	平坦地で戸建て住宅が建ち並ぶ住宅地	狭あい道路の拡幅、オープンスペースの確保などにより、災害に強いまちづくりを進める。必要に応じて、面的整備を検討する。駅周辺においては、計画的な更新により複合市街地への転換を図る。
	B 5	ふもとの中高層住宅地	平坦地で戸建て住宅や集合住宅が建ち並ぶ住宅地	住環境や防災に配慮した住宅更新を図る。日常生活の利便性を高める店舗などのサービス施設の立地を適切に図る。駅周辺においては、計画的な更新により複合市街地への転換を図る。
丘のまち	C	樹林地・農地が残る市街化区域	市街化区域内で樹林地・農地の多い地区	樹林地や農地の保全を図る。開発の際には、地域に必要な基盤を整備しつつ、緑地や農地と共存するまちづくりを誘導する。
	D 1	計画的な低層住宅地	計画的に開発された戸建て住宅地	良好な低層住宅地を保全・育成する。
	D 2	計画的な中高層住宅地	計画的に開発された中高層住宅地	良好な中高層住宅地を維持しつつ、建物の長寿命化やバリアフリー化を進める。建て替えの際には、住環境の向上、緑の環境の保全・創造を図る。日常生活の利便性を高める店舗などのサービス施設の立地を適切に図る。
	D 3	農地・樹林地を中心とする地区	市街化調整区域	市街化を抑制し、農地・樹林地など緑の多い環境を保全する。
	D 4	大規模施設用地	学校や大規模公園など	緑の環境の保全・創造を図る。



◆市街地整備方針図◆



## 2-2-1 (2) 交通施設整備の方針

### <目標像>

- ◇ 安全で快適な歩行者空間が連続し、歩行者に優しいまち
- ◇ 道路ネットワークが整備され、駅前や住宅地内に通過交通が流入しないまち
- ◇ バスなどの公共交通が各住宅地できめ細かく運行されており、誰もが気軽に出かけることができるまち
- ◇ 誰もが利用しやすい駅と快適に移動できる鉄道があるまち

### <現状と課題>

- ・地域の主要な道路でありながら歩道が未整備な部分が多く、安心して歩ける道路とはなっていません。
- ・幹線道路網が未整備なため、住宅地に車の通り抜けが発生しています。
- ・丘陵地の住宅地の一部では、鉄道駅やバス停留所までの距離が遠く、また、急な坂道がある地区があります。
- ・駅周辺の道路、バスの乗降など交通施設のバリアフリー化はまだ十分ではありません。

### <まちづくり方針>

#### (1) 歩行者空間の充実

幹線道路・主要な地域道路など通行量の多い道路では歩道や歩道状空地の確保に努め、また、水路敷や堤防、河川管理用通路などを利用して、市街地での連続した歩行者空間を充実させます。さらに、駅周辺では交通規制などを含め、安全に通行できる環境を作り出すよう検討します。特に通過交通の多い住宅地においては、通過交通を排除し、住宅地のまとまりに配慮しながら交通環境の改善を検討します。

街路樹を植えたり、沿道の公園や施設等と協力して歩行者が一息できる小空間を生み出すなど、歩行者空間をより快適な環境にしていきます。

#### (2) 幹線道路網等の整備

高速横浜環状北西線の早期整備を目指すとともに、横浜環状道路西側区間の整備を検討します。また、広域な車の流れを担う幹線道路網の整備を推進し、駅周辺や踏切付近での渋滞の解消や、住宅地における通過交通の排除を目指します。また、住宅地の主軸になる主要な地域道路については、歩道整備をはじめカラー舗装などの安全対策、生け垣の適切な管理などにより改善し、歩行者の安全やバスの走行性の向上を図ります。

駅周辺においては、駅前広場の拡充及び積極的な緑化、幹線道路と駅とを結ぶ道路の拡幅を検討します。

なお、道路の整備にあたっては、排気ガスや騒音、景観などが周囲に与える影響を考慮し、交通の流れの円滑化、低騒音舗装、遮音壁や緑地の設置、デザインなどを検討します。

#### (3) 鉄道及び地域交通サービスの維持・充実

JR横浜線の輸送力の増強に向けた事業者への働きかけを進めます。特に、平成39年（2027年）に開業が予定されている中央新幹線の駅が橋本駅付近に計画されていることから、JR横浜線の果たす役割が増すものと考えられます。中山駅から南部方面への利便性を向上させるため、計画路線である横浜環状鉄道の事業化を検討します。

各駅と地域を結ぶ身近な公共交通として、バスサービスの維持・充実を図るため、事業者と連携して取り組みます。特に複雑な地形の住宅地にきめ細かく対応するため、小回りの利く小型バス等、地域のニーズに合った交通サービスの導入に向けた支援を進めます。また、新たに幹線道路や交通広場が完成した場合には、地域住民の意見を踏まえた新たなバス路線について、事業者と連携して検討します。

#### (4) 交通施設のバリアフリー化

誘導ブロックの設置、歩道の段差や急勾配の解消、鉄道駅へのエレベーターの設置、車椅子でも使いやすい券売機や改札の設置、車椅子利用者や高齢者にも乗り降りしやすいバス車両の導入などを進め、誰でも使いやすい交通施設とします。

また、建物のセットバック、道路の拡幅などにより歩行者空間の確保に努めるほか、電柱の撤去・移設、看板類の撤去などにより、障害物を極力排除していきます。

さらに、区民の協力を得ながら放置自転車の防止に努めるとともに、駐輪場整備・増設を図ります。

#### (5) 地球環境に配慮したより良い交通社会の実現

区民一人ひとりが、車に頼らず歩けるところは歩く、又は自転車や公共交通機関を使った暮らしを意識します。バス及び乗用車は、電気自動車等の低公害車を普及・導入し、乗用車についてはカーシェアリングの普及を促進します。さらに、バス交通の改善や駐輪場の整備など、地域に合った方策を検討します。一方、違法駐車による交通の阻害をなくすよう努めます。

#### (6) 災害時の交通対策等

災害時、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため一般車両の通行禁止など必要な交通規制が実施されるため、警察・消防等と連携し、緊急通行車両の円滑な通行と避難者の安全確保を図ります。また、鉄道事業者は利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行います。

帰宅困難者対策として、公共施設の他、駅周辺の民間施設の協力を得て、一時滞在施設の確保に努めます。

#### (7) 交通マナー向上に向けた啓発

自転車走行ルールの徹底や路上駐車の抑制、また住宅地における車両のスピードや騒音の抑制などの交通マナー向上に向け、地域及び警察と連携し、啓発に努めます。

#### 【参考】

都市交通の方針図（鉄軌道）



出典：横浜市都市計画マスタープラン・全体構想



## 2-2- (3) コミュニティづくりの方針

### <目標像>

- ◇ 生涯学習、福祉、まちづくりなどの市民活動に誰もが参加しているまち
- ◇ 活動を行う場が身近にあり、使いやすいまち
- ◇ 市民活動などへの参加を通して地域を越えた人のつながりが生まれているまち

### <現状と課題>

- ・高齢化や少子化が進む中で、高齢者や養育者が孤立せず、生き生きと暮らしていくことが求められています。
- ・地域の活動の拠点が、徒歩で行くには困難なところもあります。また、施設が利用者から見て使いにくいという声も聞かれます。
- ・これからの住民によるまちづくりは、地域全体の人々の参加を必要としています。

### <まちづくり方針>

#### (1) 身近な施設の充実と活用

地域における身近な施設として、市民活動の拠点となる施設は、計画されたものについては整備がおおむね完了しましたが、これらの施設の運営にあたっては住民の参加を得て使いやすい施設運営を行います。公園（地区公園・近隣公園・街区公園）については、地域のまとまり等を考慮しながら、適切に配置するとともに、既存公園のリフォームを実施し、魅力ある公園づくりを行います。また、小中学校も地域の施設として、積極的な開放と柔軟な運営を進めます。関係者の協力を得ながら商店街、自治会館、寺社の境内、街角の小広場なども、身近な交流の場として活用を進めます。大学や企業の施設等の活用も検討します。

#### (2) 公共施設の廃止や再整備などに際して検討すべきこと

公共施設として用途廃止となった施設の活用や処分の方法については、当該施設の状態や周辺の公共施設の配置状況、地域ニーズや地域住民の意見を考慮しつつ、横浜市資産活用基本方針に基づき、土地・建物の後利用を総合的に検討します。

また、公共施設の再整備の際には、他の施設との複合化も視野に入れた検討を実施します。

#### (3) 地域福祉の心の育成

緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」に基づく取組など、子育て世代や高齢者、障害者などを支える地域の自主的な市民活動を支援して、区民どうしが支え合う地域社会の形成を進めます。また、地域ケアプラザなど福祉保健活動の拠点を中心にして、区民が活動できる機会や仕組みを増やしていきます。

#### (4) きれいなまちづくり

一人ひとりがまちを汚さないようにするとともに、地域でごみのないきれいなまちを維持していきます。また、地域の協力を得て、不法投棄対策や放置自転車、違反広告物の撤去を行います。

#### (5) 環境に配慮する心の育成

区民一人ひとりができるだけ公共交通機関を利用するなどして自家用車等の利用を控えることで大気汚染物質や温室効果ガスの排出を抑制します。また、ごみの減量化・資源化への取り組み、再

生材を用いた商品購入などにより、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、さらには宅地内の緑化や生きもの・自然を守るために地域活動へ参加するなど、生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を目指します。行政は、事業者への規制や誘導、区民の環境保全への取組に対する支援、啓発などを行います。

### (6) 地域活動の充実

一定のまとまりをもった地域において、そこで生活する人々が地域で生じる様々な課題解決に取り組み、好ましい生活環境を維持・向上できるよう、その活動を支援します。生涯学習や支えあい、防災等の活動には、地域の人々が誰でも参加し、相互の交流を進めながら良好なコミュニティを形成していきます。また、課題や活動テーマによっては、より広域的な連携が必要であり、その充実化も図ります。

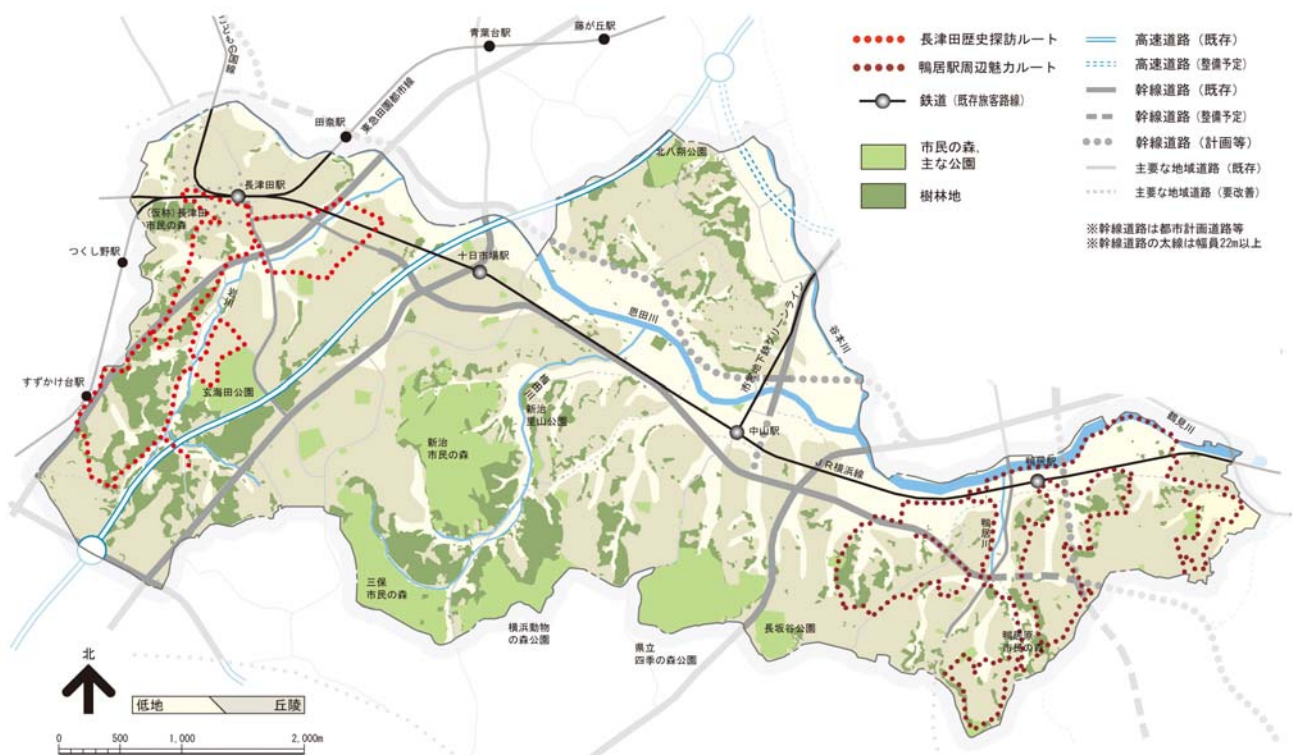
### (7) 歴史的・自然的遺産の保全

区内に残る歴史的・自然的景観を保全するため、登録制度を検討し、地域の活動団体による保全活動を支援するとともに、それらを巡るルート図の作成やサインの設置などを行います。

### (8) 企業や大学と区民のつながりの創出

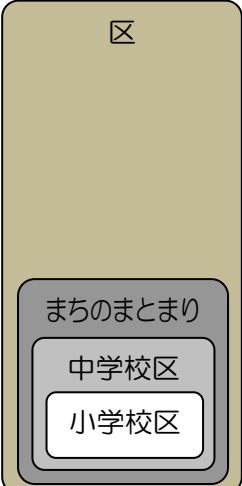
区内の企業や大学などが生涯学習機関として、区民との連携が図られるよう検討していきます。十日市場駅周辺では、地域と周辺の大学等とが協力してまちづくりを進めます。

#### ◆歴史的・自然的景観を巡るルート図(現況)◆



◆地域施設整備方針◆

基本的にはこの表により施設配置を行います。横浜市全体の計画変更などにより変更することもあります。



区民利用施設	福祉施設	公園	学校
図書館、公会堂 区民文化センター スポーツセンター	福祉保健活動拠点 生活支援センター 老人福祉センター 障害者地域活動ホーム 中途障害者地域活動センター 地域子育て支援拠点	運動公園	
地区センター		地区公園 (1)	
コミュニティハウス	地域ケアプラザ		中学校
		近隣公園 (1) 街区公園 (4)	小学校

( ) 内の数字は各単位における箇所数の目安です。